

新型コロナウイルス感染症対策に伴う利用制限緩和条件について

<継続して行う感染防止対策>

- ・ 受付時等に利用者への感染防止対策徹底の説明
- ・ 3密を避ける（ソーシャルディスタンスを保つ）
- ・ 健康告知書の記入（体調の悪い方の入館をご遠慮いただく）
- ・ マスクの着用、手洗い、消毒液の各所設置
- ・ 利用後の机、椅子等の消毒

<ホール>

※ 定員100%を認める催し物

ア 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合は、次のすべてを満たす場合に限り、定員の100%の利用を認める。

- ・ これまでの類似イベントの開催実績において参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られていないこと。
- ・ マスク着用を含め、ガイドラインに則った感染防止対策が実施されること。

例：クラシック音楽等のコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、演芸、講演会、研修会 など

※ 原則定員50%のままの催し物

イ 上記アに該当しない催し物は、下記の収容率の目安を適用する。

1 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催し物

- ・ 原則50%までの参加人数とする。

なお、座席指定等により参加者を事前に把握できるなど、異なるグループ又は個人間で座席を1席開けることができる場合（同一グループ（5名以内）内では座席等の間隔を設ける必要はない）は、その限りではない。

すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもあり得る。

2 参加者が自由に移動できるもの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催し物

- ・ 収容定員の50%までの参加人数とすること

例：ロックコンサート、ポップコンサート、キャラクターショー など

<会議室等>

※ 定員100%を認める催し物

ア マスク着用の担保

- ・ マスク着用率100%を担保できること（マスクの着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布する、もしくは施設で準備してあるマスクを購入していただく。）

イ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）

- ・ 利用者、参加者等が歓声、声援等を発し、または歌唱するものでないこと。
大声を出す者がいた場合は、個別に注意等ができるもの。

ウ 食事を伴わないこと

- ・ 貸室内での食事を伴わない利用であること。

※ 定員50%までの催し物

- エ 上記ア、イ、ウのすべての条件を満たすことができない場合。

* 今後、国・県の方針に変化が見られ、ガイドラインの警戒度が引き上げられた場合には、必要に応じて利用制限の見直しを行います。